

社会福祉法人新清会役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人新清会（以下「当法人」という）定款第10条および第23条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等については、報酬、賞与を支給する。
- (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬及び実費弁償費を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第1に定める額
- (2) 賞与については、別表第2に定める額

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬等については、別表第3に定める額
- (2) 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。
- (3) 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、別表5に基づき、旅費（交通費、報酬、宿泊料）を支給する。
- (4) 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(当法人職員給与との併給)

第5条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は、別表第4の定めによるものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬については、毎月10日とする。ただし、その日が休日に当たるとき

は、職員給与第3条に準じた日とする。

(2) 賞与については、毎年7月及び12月とする。

2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50円未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50円以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第9条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第五十九条の二第三項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第11条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成29年4月1日より施行する。

別表1（常勤役員等の報酬）

役職名	報酬の額	
理事長	月額	600,000円以内
常務理事	月額	300,000円以内
理事	月額	250,000円以内

別表2（常勤役員等の賞与）

支給月	賞与算定式
7月の賞与	報酬月額×1か月分
12月の賞与	報酬月額×1.2か月分

別表3（非常勤役員等の報酬）

（1）評議員

業務内容	報酬	実費弁償費
評議員会への出席	10,000円	5,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000円	5,000円

（定款の定めより高額となる場合には、定款変更が必要）

（2）理事

業務内容	報酬	実費弁償費
理事会等会議への出席	10,000円	5,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000円	5,000円

（3）監事

業務内容	日額
監事監査等への出席	18,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000円

別表4（職員給与との併給）

- (1) 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、職員給与に加えて役員報酬等を支給する。

役職名	役員報酬額
理事長	月額 300,000 円
常務理事	月額 200,000 円

- (2) 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、役員報酬等と職員給与の合計が下記の範囲内において役員報酬等を支給する。

役職名	月次報酬等合算上限額
理事長	合算上限年額 15,000,000
常務理事	合算上限年額 4,000,000

別表5（出張旅費）

旅費	宿泊費	報酬	その他
実費	20,000	15,000	実費